

周南市保健センター施設分類別計画



平成 28(2016)年 11 月

(令和 2 (2020)年 3 月改訂)

(令和 5 (2023)年 3 月改訂)

周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	5
第6章 計画期間.....	5
参考資料.....	6

第1章 本計画の目的

周南市保健センター施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の保健センターについて、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

保健センターは、地域保健法に基づき市民の健康保持及び増進を図るため、健康診査、保健相談等の保健サービスに関する事業等を行うことを目的として設置した施設であり、周南市保健センター条例を定め管理運営を行っています。

第3章 対象施設の一覧

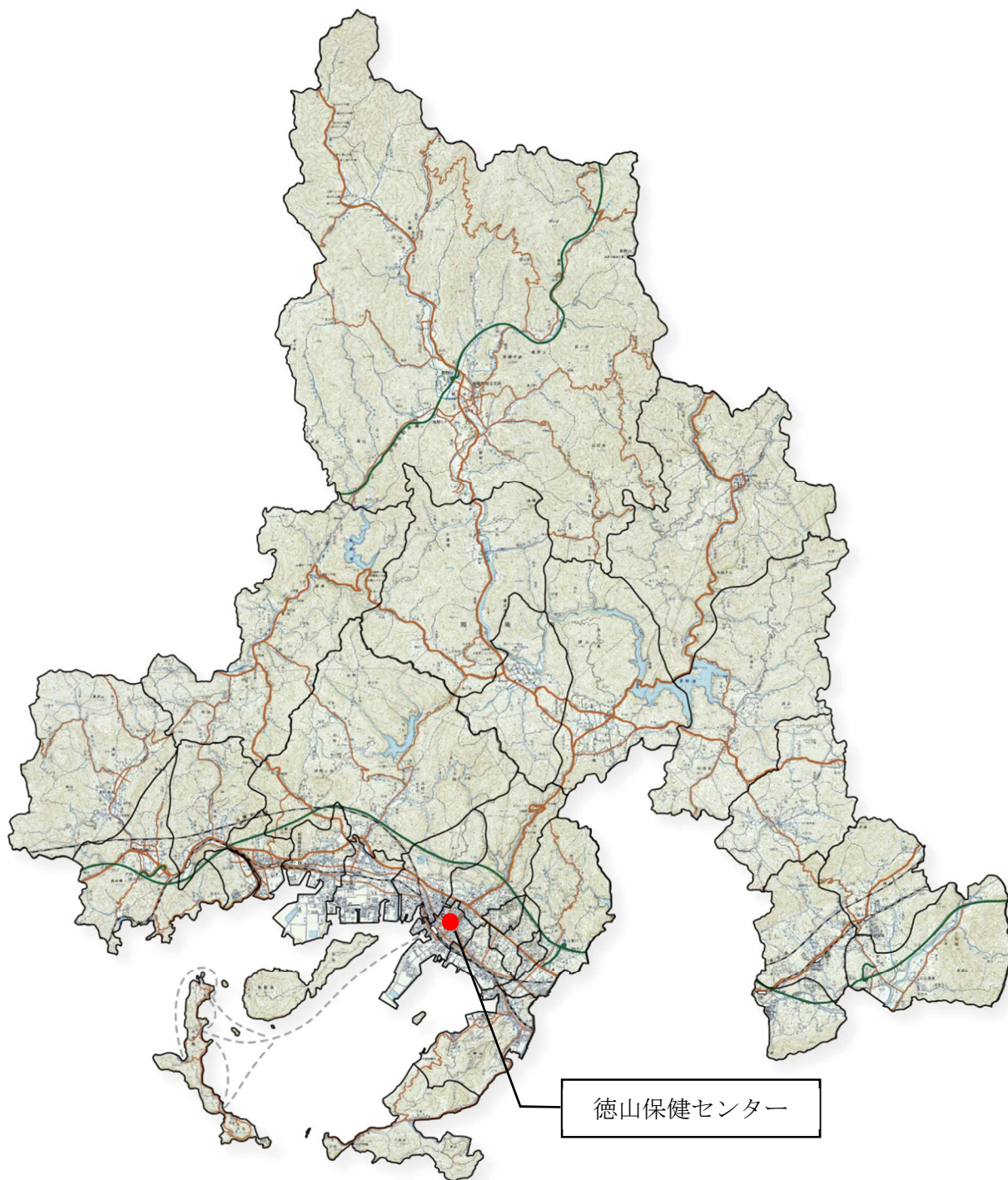
本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設の施設分類は保健衛生施設であり、健康づくり推進課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	徳山保健センター	児玉町1-1	徳山小校区	広域

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状

徳山保健センターは、市民の健康保持及び増進を図るために建設した施設であり、1階に「健診ホール」、2階に「健康づくり推進課」及び「あんしん子育て室」の執務室をはじめ、子どもに関する総合相談や支援の窓口となる「こども・子育て相談センター」と「はびはぐルーム」、3階に「健康増進室1～3」及び「調理実習室」があります。

また、保健事業で健診ホール、健康増進室及び調理実習室を使用しない日には、市民活動等で活用できるよう、貸館を行っています。

令和元(2019)年以降、新庁舎建設により会議室やシビック交流センターが利用可能となったこと、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、貸館を一時的に中止していたことや、団体活動を控える状況が続いたことなどの影響により利用者数が減少している状況です。

図表3 徳山保健センターの利用者数の推移

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
施設利用者数	62,516	51,861	44,722	28,787	27,432
健診ホール	22,047	19,448	17,045	10,391	11,213
健康増進室1	15,617	10,436	9,695	6,558	5,817
健康増進室2	5,751	5,094	4,605	4,331	3,192
健康増進室3	16,306	13,765	11,201	7,167	7,129
調理実習室	2,795	3,118	2,176	340	81

※利用者数は午前・午後・夜間の利用区分ごとの延べ人数

図表4 徳山保健センターの管理運営経費の推移

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
管理運営事業費	18,084	16,428	16,758	17,747	16,921

(千円)

(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 5 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物					R4自主点検結果		バリアフリーの状況					ハザードマップの状況				
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波					
1	徳山保健センター	2,182.78	2,173.18	1988	RC /50年	未経過	新耐震	48.70	全部対応	なし									

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

徳山保健センターは、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて外壁改修工事を行いました。現在は、概ね、建物・設備共に大きな不具合はありませんが、経年劣化による小修繕が増加しています。

また、トイレについては、一部を和式から洋式に改修していますが、和式トイレの需要の低下により全面的な洋式化への要望もあります。

(3) 建物の改修履歴 (過去 10 年間)

平成 25 (2013) 年度 空調設備更新

平成 28 (2016) 年度 エレベータ改修工事

平成 29 (2017) 年度 外壁調査

令和元 (2019) 年度 外壁改修工事 (1 期)

令和 2 (2020) 年度 外壁改修工事 (2 期)・屋上防水工事、発電機取替工事

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、徳山保健センターの方向性は継続利用（現状維持）となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

徳山保健センターは、市民の健康増進のための拠点となる施設であり、これまで、外壁改修工事や屋上防水工事などを計画的に実施し長寿命化を図ってきました。

今後も、適切に維持管理を行い、継続利用をしていきます。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

また、今後、周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等に規定する照度等の基準に留意しつつ、施設の用途や費用対効果、今後の施設の活用方針等を十分考慮した上で、LED照明の導入を検討します。

図表6 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価 結果	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修・更新・解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況			ハザードマップの状況	R5	R6	R7	R8
1	徳山保健センター	34	RC / 50年	未経過	新耐震	48.7	全部対応	なし	継続利用 (現状維持)	RC築後30年経過	トイレ洋式化	下水配水管修繕		

・令和6(2024)年度にトイレ洋式化、令和7(2025)年度に下水排水管修繕を検討します。

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表7 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物										R4自主点検結果															総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況															
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】							【設備編】								対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消		多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波															
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地		1.電気設備												2.機械設備														
								基礎	屋根	ドレン・とい	外壁・ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	塀（CB、フェンス等）	排水設備（側溝）												分電盤	照明器具	スイッチ・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具
1	徳山保健センター	2,182.78	2,173.18	1988	RC /50年	未経過	新耐震	A	A	A	A	C	A	A	A	B	C	-	-	-	B	A	C	A	A	B	C	B	A	A	A	A	B	C	A	C	48.70	全部対応	○	○	○	○	なし					

* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
 - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

(1) 施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

これらの検討により、導き出される施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性はある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ 共同利用 ◇ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量(数、面積)は現状のままよいか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延床面積)の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用(規模縮小)	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化(集約化)の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(集約化) ◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(共用化)	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せられないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大(指定管理、PFI/PPP) ◇ 受益者負担の見直し

周南市保健センター施設分類別計画

平成 28(2016)年 11 月
(令和 2(2020)年 3 月改訂)
(令和 5(2023)年 3 月改訂)

健康医療部 健康づくり推進課
〒745-0005 周南市児玉町 1-1
電 話 0834-22-8553
F A X 0834-22-8555
電子メール kenkozo@city.shunan.lg.jp